

議案第68号 小松島市消防団条例の一部を改正する条例について

＜改正の趣旨＞

消防団員の確保を図るため、特定の活動にのみ従事する「機能別団員」を新設するとともに、警戒出動報酬の引上げ及び団員の定年の廃止を行うもの。また、「機能別団員」の年額報酬は「12,200円」とするもの。

小松島市消防団条例(昭和30年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>第2条 団員の定数は、443名とし、その区分は別表第1による。</p>	<p>第2条 消防団員(以下「団員」という。)の定数は、443名とする。</p> <p>2 団員の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本団員 次号の機能別団員以外の団員をいう。</p> <p>(2) 機能別団員 特定の消防活動に限り従事する団員をいう。</p>	改正
<p>第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 年齢満65歳に達したとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>	<p>第6条 団員が次の各号の一に該当するときは、その職を免ぜられる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	削る
<p>第16条 団員には、別表第2による報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>第16条 団員には、別表による報酬及び費用弁償を支給する。</p>	改正 削る

消防団員区分表

区分	備考
消防団本部	団長1, 副団長2, その他本部員若干名
消防分団	分団数は22とし, 各分団の定員は20人を標準とする。

別表第2(第16条関係)

消防団員給与額表

区分	支給単位	金額	備考
災害出動報酬	1回	4,000円	災害現場で業務に従事した者に支給する。1回の出動時間が4時間を超えるときは, 1時間を増すごとにつき1,000円を加算し, 8,000円を上限とする。
警戒出動報酬	1回	1,200円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。
訓練等出動報酬	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。
公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例		

別表(第16条関係)

消防団員給与額表

区分	支給単位	金額	備考
災害出動報酬	1回	4,000円	災害現場で業務に従事した者に支給する。1回の出動時間が4時間を超えるときは, 1時間を増すごとにつき1,000円を加算し, 8,000円を上限とする。
警戒出動報酬	1回	4,000円	災害予防のため出動を命ぜられ警戒業務に従事した者に支給する。1回の出動時間が4時間を超えるときは, 1時間を増すごとにつき1,000円を加算し, 8,000円を上限とする。
訓練等出動報酬	1回	1,200円	消防長の指揮により訓練及び研修に従事した者に支給する。
公務旅行における費用弁償	小松島市職員の旅費に関する条例		

改正

改正

追加

(平成2年小松島市 条例第4号)別表そ の他の職員の額			(平成2年小松島市 条例第4号)別表そ の他の職員の額			追加
年額報酬	団長	82,500円	年額報酬	団長	82,500円	
	副団長	69,000円	副団長	69,000円		
	分団長	50,500円	分団長	50,500円		
	副分団長	45,500円	副分団長	45,500円		
	部長	37,000円	部長	37,000円		
	班長	37,000円	班長	37,000円		
	その他の 消防分団 員	36,500円	その他の 消防分団 員	36,500円	機能別団員にあつては、 <u>12,200円</u>	